

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年五月二十三日法律第二十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第五条の規定 公布の日

二 第一条中電気通信事業法の目次の改正規定（「第五十一条」を「第四十九条」に、「第二款 端末設備の接続等（第五十二条

―第七十三条）」を「第二款 電気通信番号（第五十条―第五十一条）」

第三款 端末設備の接続等（第五十二条―第七十三条）」

に改める部分に限る。）、「同法第十五条の改正

規定、同法第十八条第三項を削る改正規定、同法第二十六条の三の次に二条を加える改正規定、同法第二十九条第二項第二号の改正規定、同法第三十三条の次に一条を加える改正規定、同法第三十四条の次に一条を加える改正規定、同法第二章第四節第二款を同節第三款とする改正規定、同法第四十九条の次に款名を付する改正規定、同法第五十条の改正規定、同条の次に十一条を加える改正規定、同法第五十一条の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同法第六十四条第二項第二号及び第三号の改正規定、同法第六十五条第二項ただし書の改正規定、同法第六十九条第二号及び第四号の改正規定、同法第七十条の改正規定、同法第八十六条に二号を加える改正規定、同法第八十八条第一号の改正規定並びに同法第九十三条第一号の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日